

論
文

安史の乱後の財政体制と中央集権について

—建中元年の財政使職廃止をめぐる—

高 瀬 奈津子

はじめに

安史の乱は、唐朝の財政に大きな打撃を与えたが、これに募兵制による膨大な軍事費が加わった。そこで、唐は専売制を実施して新たな財源を確保する一方、租税も租庸調制から兩税法へと改め、以後、専売収入と兩税収入の二本立てで財政収支を調整することになった。この唐後半期の財政を運営したのが度支使・塩鉄転運使などの財政関連の使職で、後にこれに戸部が参入し、唐朝財政は度支使・塩鉄転運使・戸部の三司によって掌握されるようになった。

ところがここに一つ注目されることに、使職主導の財政体制が軌道に乗るたびに、その体制を廃止する措置がとられることがある。すなわち、大暦五年（七七〇）、建中元年（七八〇）、貞元二年（七八六）の三度にわたった使職廃止の措置である。いずれの場合も、使職は間もなく復活して使職主導の財政体制が戻され、これらの使職廃止の試みは失敗している。しかし、安史の乱をへて、特に唐朝にとって重要な財政の体制が整えられつつある時に、なぜ財政使職という財政運営の

中心機関が廃止されたのか。とくに、二回目の使職廃止が実施された建中元年は、新たな税制である両税法が施行され、中央の財政体制に大きな改変が加えられた時だった。当時楊炎は、国庫である左蔵庫の機能回復や両税法施行を実施したが、ほぼ時を同じくして財政使職を廃止したのである。つまり、国庫や税制の整備という中央の財政収支に関わる改革と、使職廃止という財政組織の再編とを相互に関連させながら、楊炎はあらたな財政体制を作り上げようとしたのではないかと考えられる。この楊炎の立場について、筆者はかつて政治的な立場から考察し、楊炎の財政政策の背景には、唐朝の体制強化・中央集権化を目指す考えがあったことを述べたことがある。^①だが、このような楊炎の考えが、実際の財政政策上にどのような反映されたのか、そして、彼がどのような財政体制を作ろうとしたのか、という財政史上の問題まで論じられなかった。そこで本稿では、楊炎が実施した建中元年の財政使職廃止を取り上げ、その目的や背景について検討し、彼がどのような財政体制を目指したのかを考察していきたい。

一 建中元年の財政使職廃止をめぐる成果と課題

建中元年（七八〇）に財政使職の廃止を実施したのは、宰相の楊炎である。楊炎は、ほぼ同時期に、安史の乱後の税制の変遷を受けついで両税法を施行しており、彼の財政使職廃止がたんに旧制への回帰を目的としたものとは思われない。一方、この時の財政使職廃止は、当時財政を一手に掌握していた劉晏を失脚させるためだったといわれる。^②そのため、政治史の立場から、楊炎と劉晏との党派的对立を考察し、楊炎の財政政策の特徴について研究が進められている。これらの研究は大きく分けて、①家柄などの出身によるものとする研究と、②両派の対立に出身は関係ないとする研究の、二通りある。①には、築山治三郎氏や韓国磐氏、中川学氏の成果があるが、楊炎や劉晏が新興官僚層に属するのか、旧貴族層に属するのかをめぐって、意見が分かれている。^③しかし、①の見方は②の立場にある林偉洲氏の研究によって成立しがたいと考え

られる。⁽⁴⁾すなわち林氏は、楊炎派と劉晏派は出身による党派の区別はつけられないとした。そして楊炎の財政政策は劉晏の権力削減を目的とし、劉晏が財政使職となって長年つちかっていた財政官僚の体系を壊すねらいがあったとみなす。また、鄭学稼氏は劉晏が派閥を形成しなかったとし、楊炎が財政政策を実施したのは劉晏の権力を奪うためだったが、ただし両税法は劉晏の政策を受け継いだものであったとする。⁽⁵⁾さらに、鈴木正弘氏は楊炎配下の士人層について考察し、楊炎の集団は旧来の人脈を超えて結集された集団であるとした。⁽⁶⁾

しかしながら、これらの研究の多くが楊炎の政治的背景までは十分にふみこんでいないように思われる。楊炎が、果たして劉晏の勢力削減という目的だけで財政使職という機関まで廃止したのか、という疑問に応えていないからである。この点にかかわって、筆者は元載・楊炎がつくった派閥を分析し、彼らの政治上の位置づけについて検討し、楊炎らのグループの思想的背景には、中唐よりさかんになった古文運動や儒学振興を主張する傾向があること、楊炎は文学者たちの活動の影響を受け、唐朝の体制強化・中央集権化を目指したことを指摘した。⁽⁷⁾しかしながら、このような考えを持つ楊炎が、なぜ財政使職の廃止を実施したのか、そして最終的にどのような財政体制を作ろうとしていたのか、という財政史上の問題について論じていなかった。よって、財政使職廃止に関して、財政面からの考察が必要となる。

これに対して、財政史の側からは、楊炎の使職廃止問題はどのような検討がなされてきたのか。ここでは、礪波護氏と呉麗娛氏の成果をみてみよう。まず礪波氏は、楊炎が財政使職を廃止したのは、東南部の財政を掌握していた塩鉄転運使が強大な存在となり、中央の意のままにならなかったからであり、東南部の財政権と中央との一本化のためとした。⁽⁸⁾一方、呉麗娛氏は、財政使職廃止の原因として、使職の財政運営と宰相の支配との対立をあげる。⁽⁹⁾つまり、楊炎らは使職の財務運営が安史の乱後の財政混乱を引き起こし、また皇帝による使職への権限付与が宰相の権限を侵犯したと見なし、使職を廃止して旧制を復活させ、宰相の支配下に財政を統一し、宰相の権限を強化しようとしたとする。さらに呉氏は、楊炎らが主張した、使職が宰相の統制下に属すべきとする考えは、その後にも継承され、解決すべき課題となったとして、使職

廃止政策に対して積極的な評価を与えている。

このように、礪波氏と呉氏はともに、財政使職廃止には財政権をめぐる対立が原因であり、楊炎は財政の中央一本化を目指したとする見方に立ち、とくに呉氏は、財政使職の廃止によって宰相の権限強化を目指したとする。これらの点では筆者も意見を同じくする。しかし、楊炎が財政改革を通じてどのような財政体制を作り上げようとしたのか、その体制のなかで使職廃止の政策がどのような位置づけにあったのかは、両氏とも示していない。また、楊炎がなぜ財政権を掌握してまで宰相の権限を強化する必要があったのか、という点について、十分に説き及んでいないように思われる。

本稿では、楊炎が財政使職廃止を実施した目的や背景に改めて検討を加えるものである。当時楊炎は中央財政の改革に着手し、財政使職廃止とほぼ時を同じくして、国庫である左蔵庫の機能回復や両税法施行を並行して実施している。すなわち、国庫や税制の整備という中央の財政収支に関わる改革と、財政組織の再編とを相互に関連させながら、楊炎はあらたな財政体制を作り上げようとしたのではないかと考えられる。そこで、楊炎の財政政策を検討し、彼がどのような財政体制を作ろうとしたのか、また、その財政体制のなかで財政使職廃止の政策がどのような位置づけにあるのかを押さえることにしたい。その上で、楊炎が財政使職廃止を実施した背景を考察し、さらに、その後の貞元年間から元和年間の財政政策における楊炎の政策の影響について明らかにしたい。

二 楊炎の財政改革

楊炎は、大暦十四年（七七九）六月に宰相に拔擢されると、安史の乱後の財政上の問題を解決するために、中央財政の改革をすすめた。すなわち、左蔵庫に国庫の機能を復活させ、両税法を設置し、財政使職を廃止したのである。ここでは、これらの財政政策を通じて楊炎がどのような財政体制をめざしたかを検討し、彼の新体制と使職廃止との関連性を把握す

る。その上で、楊炎の財政政策における使職廃止の位置づけについて考察したい。

(一) 左蔵庫の整備

はじめに楊炎は国庫の改革を実施した。唐の国庫は太府寺の左右蔵庫であり、このうち左蔵庫は毎年の租税収入から布・絹・綿が納められ、太府寺が財庫の管理をし、金部が財物の出納を管轄した。ところが、安史の乱の最中に国庫制度に変化がおきた。すなわち、肅宗の乾元初に度支・塩鉄使だった第五琦は、軍事費の膨張による国政費の流出を防ぐため、左蔵庫の財物を大盈内庫に移し、宦官に管理を任せたのである。⁽¹⁰⁾以後、税収も内庫に納められるようになり、内庫が国庫としての役割を果たすこととなった。そもそも、宮廷内に大盈・瓊林の二つの内庫がおかれたのは玄宗の開元年間だった。⁽¹¹⁾内庫は皇帝の私的な財庫であり、その管理は宦官にまかされ、⁽¹²⁾収納された内廷費は国庫内の国政費と区分され、外廷の有司の管掌外にあった。⁽¹³⁾したがって、第五琦が国政費を内庫に移し、内庫が国庫としての機能をもつようになると、「是を以て天下の公賦は、人君の私蔵と為」り『旧唐書』卷一一八・楊炎伝、国政費は内廷費と共に収納されることになった。しかも宦官が管理することによって、それまで国庫を管轄してきた金部や太府寺は、国政費の収支や備蓄の数量を把握できなくなってしまったのである。⁽¹⁴⁾

以上のような国庫の状況に対して、宰相就任二ヶ月後の大暦十四年八月、楊炎は左蔵庫の国庫の機能復活を上奏した。請うらくは、之(国政費)を出して以て有司に帰し、宮中の経費の一歳幾何なるかを度り、数を量り奉入し、敢えて用を虧かず。此くの如くして、然る後以て政を議すべし。惟だ陛下察せられんことを。『旧唐書』卷一一八・楊炎伝

楊炎は、国政費を内庫より出して外朝の有司、すなわち金部や太府寺に管轄させるようにし、内廷には宮中の一年分の必要経費を納めるようにもとめた。つまり、左蔵庫を再び国庫とし、国政費と内廷費を分離し、さらに、宦官が財政に介入する道をふさごうとしたのである。

これをうけて、

〔徳宗大暦十四年〕十二月己卯、詔して曰く、凡そ財庫は、皆な左蔵庫に帰すこと、一に旧式を用う。毎歳数中に於いて、精好の物三五十万匹を扱ひ、大盈庫に進納す。度支は先に全数を以て聞す。〔冊府元龜〕卷四八四・邦計部・經費門）

とあるように、左蔵庫は再び旧来のごとく国庫としての役割を果たすようになり、内廷費は、毎年の収入分のなかから「精好の物」三十～五十万匹を選んで、大盈内庫に納めるようにした。度支はさきに左蔵庫や大盈内庫の納入分について報告することになっており、このことから度支が国庫と内庫の数量を把握して、中央の収入全般を掌握できるようになったことが推測できる。

楊炎の改革により、左蔵庫が国庫として復活し、国政費と内廷費が分離したため、度支を中心に外朝の官僚も国政費の増減が把握できるようになり、国家財政を長期的な展望をもって運営できるようになった。さらに、度支が中央の収入全般を掌握し、左蔵庫だけでなく内庫の数量まで把握できる立場となり、次に述べる両税法と関わって、財務行政における度支の権限が強化されていることに注目しておきたい。

（二） 両税法の施行

楊炎はこれにひきつづいて大暦十四年八月、新税制である両税法の施行を求める上奏を行った。そのなかで、まず安史の乱後の財政組織についてつぎのように述べている。

軍国の用は、給を度支・転運二使に仰ぐ。四方の大鎮は、又自ら節度・団練より給す。賦斂の司は数を増すも相統摂する莫し。是に於いて綱目大いに壊れ、朝廷は諸使を覆する能わず、諸使は諸州を覆する能わず。〔唐会要〕卷八三・租税上）

安史の乱後、度支使と転運使が中央財政を掌握し、地方の藩鎮はみずから節度使・団練使として各地の財政権を掌握した。だが、このように財務を運営する機関がふえても相互に統属関係はなく、かえって運営は混乱した。朝廷は財政業務を運営している財政諸使を把握することができず、財政諸使も藩鎮管轄下の地方財政を把握できなくなってしまうという。その結果、混乱した財務運営が地方での官吏の不正や藩鎮の跋扈、税目の増加による重税をもたらし、⁽¹⁵⁾「是を以て天下残瘁し、蕩きて浮人と為り、郷居地著する者は百に四五もあらず」(『唐会要』卷八三・租税上)というように、逃戸や客戸が増加する原因になったとしている。そこで、楊炎はそれまでの税目を両税に一本化する両税法を建議したのである。そのなかで、両税の税額について次のような記述がある。

其れ田畝の税は、率ね大曆十四年(七七九)の墾田の数を以て準と為し、均しく之を徵す。夏税は六月を過ぐる無く、秋税は十一月を過ぐる無し。歳を逾えたるの後、戸が増えて税が減輕する、及び人が散じて均を失うこと有らば、長吏を進退す。而して度支を以て之を總統せしむ。(『唐会要』卷八三・租税上)

税額は大曆十四年の税額をもとにして徵税すること、徵税期限は夏の六月と秋の十一月の年二回であること、戸数の増減による課税の不均衡が生じた場合は、長吏を進退させることとあり、税額、徵税期限や戸数の把握は、中央の財政予算を決める度支が行うこととした。すなわち、安史の乱後、中央と地方がそれぞれ財務を運営して、藩鎮や地方官吏による不正横行の原因となっていたのを、楊炎は中央で財務を一本化し、度支を中心とする運営に改めようとしたのである。

楊炎の建議をいれて、翌建中元年(七八〇)正月に両税法が施行された。ついで二月には、度支・金部・倉部などの財政関連の官僚より両税業務の運用について起請状が提出され、両税法を運営する財政組織について次のように提示された。
〔建中元年〕二月十一日に至り、起請状あり。請う、……其れ黜陟使は道毎に税を定め訖らば、当州府の応ゆる税の都数及び徵納の期限、並びに支留・合送等の錢物斛斗を具して、分析聞奏し、並びに度支・金部・倉部・比部に報ぜしむ。(『唐会要』卷八三・租税上)

両税法施行にあたって全国に派遣される黜陟使は、各地の税額を決めた後に、各州の徴税額と徴税期限、中央への送納額と道・州の支留額について上奏し、これらを度支・金部・倉部・比部に報告することを求めている。つまり、これまで藩鎮が掌握していた徴税などの財政の権限を中央ですべて掌握するようにしたのである。ここで金部と倉部、比部が出てくるのは、起請状が提出される少し前に財政使職が廃止され、財政業務がふたたび尚書省の職掌に戻されたからである。

そして二月の黜陟使派遣に際して出された詔勅には、

建中元年二月、黜陟使を遣りて分けて天下に行かしむ。其の詔に略して曰う、……黜陟使をして各おの風土の宜しき所・人戸の多少を量り之を均しくし、其の賦を定めしめ、尚書度支をして総統せしむ。〔旧唐書〕卷四八・食貨志上）

とあるように、中央の度支が両税法の運営を統轄したのである。その結果、両税収入のうち、地方に存留される留使・留州について、度支の許可がなければ、借用したり運用したりすることは禁止された。¹⁶⁾ 楊炎は、上奏文のなかで安史の乱後に中央の度支使・転運使と地方藩鎮が個別に財政を運営するという、財政組織の分散した体制について問題点を指摘した。すなわち、組織の分散が地方官吏や藩鎮の不正をもたらし、税の増徴をみちびき、ついには逃戸や客戸の増加につながるとし、よって、両税法施行に際しては、中央の度支に財政運営を統轄させ、財務が度支に集中するようにしたのである。

（三） 財政使職の廃止

これまで、左蔵庫の整備と両税法の施行という二つの政策を見てきたが、これらの政策を通じて楊炎が度支を財務行政の統轄者とするあらたな財政体制をつくっていることがわかるだろう。すなわち、安史の乱を経て宦官（国庫）・財政使職（中央）・藩鎮（地方）がそれぞれ財務を掌握していた状況に対して、楊炎は両税法施行の建議のなかで、「賦斂の司は数を増すも相統攝する莫し」（『旧唐書』卷二一八・楊炎伝）として、財政全体を統轄する機関がない現状を憂慮し、組織の分散がもたらす問題を指摘した。その結果、国庫と税制の改革によって、度支にそれぞれの運営をまかせた。一方、ほぼ

同時期の建中元年正月、財政使職を廃止したのである。すでに左藏庫の整備や両税法施行の政策において、財政組織も度支中心の体制に再編しており、国庫と税制の改革と使職廃止という組織の改編とが相互に関連していると思われる。

引き続き、財政使職廃止の過程を見ていこう。楊炎は財政使職廃止について、次のように上奏した。

〔楊〕炎乃ち建言す。尚書省は、国政の本なり。さきこ比る諸使を置き、分かちて其の權を奪う。今宜しく旧に復すべしと。

〔資治通鑑〕卷三二六・唐紀四二・德宗建中元年正月条

尚書省は行政運営の基幹であるが、先に財政関連の使職が設置されて財政を掌握するようになると、尚書省の権限は使職に移ってしまったので、今こそ尚書省に権限を戻すべきであるとし、財政使職廃止の目的を尚書省の権限回復のためとする。この上奏は受け入れられて、財政使職廃止に関する次のような詔が出されることになった。

建中元年、詔して曰く、朕おも以えらく、征稅門多くして、郡邑凋耗す。群議を聴き、変更有るを思う。將に時雍を致さんとすれば、宜しく古訓に遵うべし。其れ江淮の米の旨したがに準い、転運して京に入る者、及び諸軍の糧儲は、宜しく庫部郎中崔河図をして之を權領せしむべし。今年の夏稅以前の、諸道の財賦の多く京師に輸する者、及び塩鉄の財貨は、江州刺史包佶に委ねて之を權領せしむ。天下の錢穀は、皆な金部・倉部に歸し、中書門下に委ねて両司の郎官を簡び、格式に準じて条理せしめよ。〔唐会要〕卷八七・転運塩鉄總序

すなわち、この時点で財政使職が把握していた物資の運搬と塩の専売業務をいったん当時庫部郎中だった崔河図(17)と江州刺史の包佶(18)にまかせ、全国の財政業務はふたたび尚書省の金部と倉部の管轄に戻すこととした。また、金部と倉部の郎中・員外郎の人は宰相府である中書門下が行うこととした。

楊炎が使職を廃止し、金部や倉部にふたたび財務を運営させたのはなぜか。このことを明らかにするために、使職廃止と先の二つの政策との関連から考えてみよう。

楊炎は、安史の乱後に宦官（国庫）・藩鎮（地方財政）・財政使職（中央財政）がそれぞれ財務を分担していた体制を、税

制や国庫制度の改革にともなう、度支の財政統轄という体制に改めた。だが、財政使職廃止に際しては、金部・倉部が使職にかわって財政業務を管理し、金部と倉部の郎中・員外郎を中書門下を選出することが規定されたが、財務行政をたばねる度支についての言及はない。使職の廃止は、ほぼ同時期に確立した度支中心の財政体制に追加する措置として、新制度を運営するための機関を決めたといえるだろう。

そこで、このような動きをうけて、二月に起請状が提出され、両税法の業務運営について具体的な内容が示されるようになった。しかし、両税業務は、金部・倉部でなく使職であっても運営ができるのであり、使職廃止は、新制度の導入にあたってかならずしも必要不可欠なものとはいえない。つまり、ここでわざわざ使職の廃止を実施しているのは、両税法や左蔵庫の政策のように新たな体制づくりをめざしたのとは別の目的があったと見るべきだろう。尚書省の金部・倉部に職務を戻した目的は、さきに引用した財政使職廃止の詔のなかに示された、金部・倉部の人事の方法からあきらかとなる。詔では、金部・倉部の郎官人事は宰相府たる中書門下で決定されることになっており、金部・倉部の人事権は宰相が握った。これによって、財政業務の運営に宰相の意向を反映できるようにしたのである。すなわち、財政使職が掌握していた財政権を宰相が取り戻し、財政組織を宰相の統轄下におくことこそ、楊炎が財政使職を廃止した目的である。このような使職廃止の目的は、呉麗娛氏が指摘したように、楊炎ら宰相の国政統治にとって使職の財政運営が障害となっており、使職のもつ権力の大きさが宰相には脅威となっていたことを示している⁽¹⁹⁾。

ところで、金部と倉部は人事権を通じて宰相に統轄されたが、財政改革による新体制のなかで最も重要な位置をしめる度支はどうなっているのだろうか。財政使職を廃止した建中元年正月から三月癸巳に財政使職が復活して韓洄が判度支となる間に、度支の郎官に就任した人物は史料上からまったくわからない⁽²⁰⁾。とすれば、このときは度支の郎官に就任したものはいなかったという可能性が考えられてもよいのではないか。度支がいなくなると、財務の運営はほとんど何もできなかったはずである。財政使職廃止後に「天下の錢穀は総領する所無」くなる（『資治通鑑』卷三二六・唐紀四二・徳宗建中

元年三月条、下段に引用)のは、このような状況をさしているとも推測できる。

しかし楊炎が度支を財務行政の要として位置づけておきながら、しかも金部と倉部の郎官には就任したものがいるのに、⁽²¹⁾度支のみ不在というのは不可解ではないだろうか。おまけに、金部と倉部の郎官は中書門下で選出することが決まっていたのに、度支の人事権に関して何も規定がないのも疑問が残る。とするとそこで、度支にかかわる人事の方法としても一つ考えられるのは、宰相による度支の兼任という可能性である。楊炎より以前、代宗朝の大暦五年(七七〇)に宰相の元載が度支使の廃止を行った際に、度支の業務は宰相が兼任することにし、元載自身が判度支を兼任したという事例がある。⁽²²⁾そこから、楊炎も元載の場合とおなじくみずからが判度支になろうとしたと考えられないだろうか。⁽²³⁾使職廃止の詔勅のなかで度支の郎官人事について言及がなかったのも、そのためではないか。宰相である楊炎が判度支になることの利点は、財務行政の統轄者に宰相みずからが就任し、財政権を直接掌握できることにある。このように財務行政の統轄と財政権掌握という点を考えると、楊炎が度支を兼務する必然性は十分ありえたと思われる。

にもかかわらず、はやくも三月に財政使職は復活した。この間の事情を『資治通鑑』卷二二六・唐紀四二・徳宗建中元年三月条は以下のように記している。

楊炎、度支・転運使を罷め、金部・倉部に命じ之に代わらしむ。既にして省職久しく廃され、耳目相接せず、能く振挙する莫し。天下の錢穀は総領する所無し。癸巳、復た諫議大夫韓洄を以て戸部侍郎・判度支と為し、金部郎中万年杜佑を以て権りに江淮水陸転運使とすること、皆旧制の如し。

すなわち、楊炎は金部と倉部に使職の管轄していた財務を行わせたが、ながらく尚書省の職務が失われていたため、ここで復活しても各司は連携が取れず、尚書省の復興はならなかった。そのため、中央は全国の財務を統轄できず、財政全体に混乱をきたしてしまったのである。そして、韓洄を判度支、杜佑を江淮水陸転運使とし、再び財政は使職による運営となった。このときの財務運営は「一に劉晏・韓滉の則の如」く(『旧唐書』卷一二・徳宗本紀上・建中元年三月条)、判度支が

西北部の財政を管轄し、転運使が東南部の財政を担当する、度支・転運使による東西分掌の体制に戻されたのである。

以上、楊炎の財政政策を概観し、財政使職廃止政策の位置づけについて検討した。楊炎は左蔵庫の整備と両税法の施行をすすめながら、度支が財務行政全体を統轄する体制を築きあげた。その後を受けて実施された財政使職の廃止は、度支中心の財政体制への追加的な措置であり、財政運営上は、かならずしも必要不可欠な政策ではなかった。むしろ、宰相の財政統轄のために実施されたと考えられる。楊炎は、財政権をもつ財政使職が宰相をおびやかす存在であると見なしたのであり、だからこそ、使職廃止を断行したのではないか。では、なぜ楊炎が財政使職を脅威と感ずるようになったのか。楊炎の財政使職廃止の背景を考えるために、安史の乱後の財政使職の変遷から考察していきたい。

三 安史の乱後の財政使職の変遷

財政関連の使職がはじめて設けられたのは玄宗朝の開元年間からで、当時は職務の内容ごとに使職が置かれていた。ところが、安史の乱以降、唐朝が財政、経済の再建に乗り出したあたりから、財政使職に性格の変化があらわれた。この変化について、『新唐書』卷五一・食貨志一には、次のように記述される。

初め、転運使は外を掌り、度支使は内を掌る。永泰二年（七六六）、天下の財賦・鑄銭・常平・転運・塩鉄を分けて、二使を置く。東都畿内・河南・淮南・江東西・湖南・荆南・山南東道は、転運使劉晏を以て之を領せしむ。京畿・関内・河東・劍南・山南西道は、京兆尹・判度支第五琦を以て之を領せしむ。

転運使は各地から徴収した税などの物資の運搬をつかさどり、運搬に利用する漕運路の整備を管轄した。一方、度支使は、財政収支の調整をつかさどった。このように、転運使と度支使は、それぞれあつかう職務内容が異なっていたのである。だが、永泰二年より全国の租税徴収・漕運・専売などの財務を東西二つの地域に分け、転運使の劉晏が東南部、判度支第

五琦が西北部の財務をそれぞれ管轄するようになった。これより、転運使と度支使は同じ職務を地域ごとに分担するようになり、財政使職に地域性が生じることになったのである。⁽²⁴⁾

この財政使職が地域性をもったことは、使職の権限にどのような影響をもたらしたのだろうか。ここでは、東南部の財政を管轄し、楊炎と対立した塩鉄転運使劉晏について見ていこう。劉晏が本格的に財政の再建に乗り出したのは、宝応元年（七六二）に度支転運使となって以後である。広徳二年（七六四）正月に劉晏は宦官程元振の失脚に連坐して太子賓客とされ、かわりに第五琦が判度支に就任した時も、劉晏は河南及江淮已来転運使となって東都・河南・淮西・江南東西など東南部の財務を統轄しつづけた。⁽²⁵⁾ 次第に判度支（度支使）と塩鉄転運使が東西でそれぞれ財務を掌握するようになり、ついに、永泰二年正月に度支使と塩鉄転運使による財政の東西分掌の体制が確立した。

劉晏の就任当時、安史の乱はようやく終息したものの、戦乱によって土地は荒れ、人々は流亡し、作物も不作続きで、経済状況は最悪となり、長安では米の値段が一斛で一万銭まで高騰した。⁽²⁶⁾ さらに、安史の乱を契機として各地に置かれた藩鎮は、管轄地域内の軍政と民政、財政を掌握し、租税の徴収と中央への送納についても管轄下の州県に対する影響力は大きかった。⁽²⁷⁾ これら藩鎮のなかには租税を中央に送らずに勝手に使ってしまうものもあり、⁽²⁸⁾ 唐朝の税収不足に拍車をかけた。このように経済状況が悪化するなかで、劉晏は、『旧唐書』巻四九・食貨志下に、

〔劉〕晏の国計を掌るに洵んで、江淮の転運の制を復し、歳ごとに米を入れること数十万斛、以て関中を済う。第五琦に代わり塩務を領し、其の法は益ます密たり。

とあるように、東南部の漕運を復旧して毎年都へ米数十斛を輸送して中央の税収不足を解消する一方、塩の専売法を整備して収益を増やした。すなわち、劉晏は漕運法と専売法の改善によって、中央財政を立て直そうとしたのである。

では、劉晏の漕運法改革とはどのようなものであったのか。⁽²⁹⁾ 安史の乱以降、東南部の経済力に依存していた唐朝にとって、東南部からの物資をいかに運ぶかが懸案の問題となっていた。そこで、劉晏は広徳二年に漕運路の整備に着手した。

このことは『資治通鑑』卷二二三・唐紀三九・代宗広徳二年三月条に、次のようにある。

喪乱より以来、汴水は堙廢し、漕運する者は江・淮より梁・洋に抵り、險を迂け勞費す。三月己酉、太子賓客劉晏を以て河南江淮以来轉運使と為し、汴水を開くを議す。晏は乃ち汴水を疏浚し、元載に書を遺り、具さに漕運の利病を陳べ、中外をして相応ぜしむ。是より毎歳米数十石を運び、以て関中を給す。

戦乱によって汴河が杜絶すると、かわりに長江と漢水をさかのぼり、梁州や洋州を経由するルートが使用されたが、險しい場所を避けながらの輸送は大変で、勞力、經費を要した。そこで、広徳二年三月に劉晏は河南及江淮以来轉運使に任命されると、汴河復旧に着手し、宰相の元載に手紙を送って漕運の利害を述べ、汴河再開のために両者が協力するようにした。その結果、東南部から毎年数十万石の米を運べるようになったのである。

また、運搬の費用や水夫について、『唐会要』卷八七・轉運塩鉄總序には次のようにある。

晏は始めて塩利を以て漕備と為す。江淮より渭橋に至るまで、十万斛に備七千緡を率し、綱吏を補して之を督せしむ。丁男を發せず、郡県を勞さず。蓋し古より未だ之有らざるなり。今に至るまで法となす。

劉晏は漕運費の負担方法として、經費を塩の専売の収益から捻出することにし、東南部より都の長安まで、十万斛を運ぶのに七千緡で水夫を雇い、綱吏に運搬を監督させた。このように東南部から長安までの漕運はすべて轉運使による官運に改めた。⁽³⁰⁾その結果、轉運使の直轄区域は揚子・長安間にまで広がることになった。⁽³¹⁾

さらに劉晏は、管轄地域内の道ごとに中央の財政使職直属の地方出先機関として巡院を設置した。⁽³²⁾各地の巡院はそれぞれの地域内で漕運や専売業務を統轄したが、それ以外に重要な職務として、道内の藩鎮や州県の行政に対する監察があった。⁽³³⁾その結果、『旧唐書』卷四九・食貨志下に、

四方の水旱より、軍府の織芥に及ぶまで、先に知らざるは莫し。

とあるように、巡院から得られた各地の動静は中央にいる劉晏に報告され、劉晏は中央にいながらにして、東南部各地の

政治・社会・経済その他の情勢をいち早く知ることができたのである。

さらに、劉晏は第五琦がはじめた塩の専売を改善し、⁽³⁴⁾専売収入を増やしてその収益で中央財政をまかなおうとした。⁽³⁵⁾そこで、劉晏は専売法を次のように改めた。

晏以為らく、官多ければ則ち民擾す。故に但だ塩を出だすの郷に於いて塩官を置き、塩戸の煮る所の塩を収め、転た商人に鬻ぎ、其の之く所に任せ、自余の州県は官を置かず。其の江嶺の間塩郷を去ること遠き者は、官塩を彼に転じて之を貯め、或いは商絶えて塩貴ければ、則ち価を減らし之を鬻ぐ。之を常平塩と謂う。官は其の利を獲て、民は塩に乏しからず。『資治通鑑』卷二六・唐紀四一・德宗建中元年秋七月条

劉晏は官吏が多ければ、人々への負担も増えると考えたので、産塩地にのみ塩官を置き、それ以外の州県には塩官を置かなかった。そして、塩官は塩戸より生産した塩を収め、それを商人に転売して、その塩の流通・販売は商人にまかせた。また、産塩地より遠く離れた地方には、塩を転送して貯蔵しておき、商人の来往が途絶えて塩が欠乏し、その価格が騰貴した場合、貯蔵しておいた塩を安く販売した。この塩は常平塩と呼ばれた。この劉晏の専売法によって、国家は専売の収益を得ることができ、人々も塩に不足することがなくなったのである。その結果、『旧唐書』卷四九・食貨志下によれば、

〔劉晏は〕第五琦に代わり塩務を領し、其の法は益ます密たり。初年錢を入ること六十万、季年は則ち其の初めに十倍す。大暦の末、天下の財を通じて其の入る所を計るに、総一千二百万貫、而して塩利は半ばを過ぐ。

とあるように、劉晏が東南部の塩の専売を管轄しはじめた頃は収益が六十万貫だったが、末年には、当初の十倍、すなわち六百万貫まで増加した。それは、大暦末の全税収入千二百万貫のうちの半分を占めるのであった。専売収入のほかに租税収入の分も含めると、東南部の税収が中央の税収の大部分を占め、中央は収入のほとんどを東南部に頼っていたことになり、劉晏の管掌する東南部財政の規模の大きさと、それに対する中央の依存度の高さが察せられる。以上のような漕運法をはじめとする財政の改革によって、塩鉄転運使の職務の重要性は増すことになったのである。

一方、劉晏は財政業務を円滑に運営するために、使職のもつ辟召制を使って人材を集めた。彼の下には優秀な人材が多く集まり、故吏のなかには後に中央財政を掌握した人物もいた。⁽³⁶⁾ 財政改革の実績のみならず、多くの人材を集めることで、中央における彼の権力を拡大させたのである。『旧唐書』卷一二三・劉晏伝には、中央における劉晏の権力の大きさについて次のように述べる。

事に任ずること十数年。權勢の重きは、宰相に隣し、要官重職は、頗る其の門より出ず。

劉晏は塩鉄転運使に任じられてから十年以上たつなかで、宰相と匹敵する権勢をもつようになり、高官のなかにも劉晏より抜擢された者がかなり多かったという。つまり、劉晏は辟召という使職独自の人事権を利用して人材を確保し、官界に彼の故吏を送りこみ、自己の勢力を広げたのである。また、劉晏は自分に対して意見を言う者があっても、相手に利益を与えて味方に引き入れることで、自分の勢力を固めた。⁽³⁷⁾ このように塩鉄転運使や度支使は、東西分掌の体制が確立されてから、広域内の財務を掌握し、人材を独自に確保するようになったため、宰相と並ぶほどの大きな権力を持つまでになったのである。

しかしながら、宰相への権力の集中をめざす楊炎にとって、宰相と同程度、あるいはそれ以上の権力を持つかもしれない財政使職は、政権中枢の権力を分散させる存在と感じたのではない。財政政策によって財政権を藩鎮や宦官から奪い返しても、それが財政使職の権限強化につながってしまえば、逆に宰相の権力はますます低下し、財政への関与もできなくなる。そこで楊炎は、左蔵庫の整備や兩税法の施行を通じて、これらの財務を度支が把握できるようにすると、財政使職の廃止を断行して尚書省に職権をとり戻し、度支を中心とする財政体制の完成を目指したのである。その上で、宰相は使職のかわりに財務を運営する金部・倉部郎官の人事権を握ることで、財政をコントロールしたばかりか、財務行政を統轄する度支も宰相が兼任することで、財政権そのものを宰相が直接把握しようとしたことも考えられる。したがって、楊炎の財政使職廃止の目的は、度支を中心とするあらたな財政体制を作り上げるとともに、これまで財務行政を掌握してき

た財政使職を排除し、かわって宰相を財政に關与させることで、宰相の権限強化を目指したところにあったのである。

それでは、このように楊炎が使職を廃止して宰相の権限を強化しようとした背景は何であろうか。これは、安史の乱後の政治状況に關連すると思われる。安史の乱を契機として、中央の統制力は弱くなり、地方の秩序回復のために、各地に節度使を置くようになった。これら節度使は、觀察使と結びつくことで、兵權だけでなく数州にまたがる広域の民政・財政權ももったために、強力な軍閥、すなわち藩鎮となった。その結果、強大な権力をあたえられた藩鎮の分權化、地方割拠の状況を生みだした。財政に關しても、藩鎮が領域内の租税の徵収と中央への送納を管掌していた。前に述べたように、安史の乱後の租税収入の減少は、藩鎮が中央に税収を送らず、不正に使用してしまうことが大きな原因の一つである。これは、財政面での中央集權力が低下していることを意味する。大曆末を例にとると、前掲した『旧唐書』卷四九・食貨志下によれば、税収全体は千二百万貫があり、このうち東南部の専売収益が六百万貫である。さらに、『資治通鑑』卷二二六・唐紀四二・德宗建中元年七月条に、

其れ河東の塩利は、八十万緡を過ぎず、而るに価は復た海塩より貴し。

とあり、河東の専売収益は八十万貫あった。これをふまえ、税収全体の千二百万貫から東南部と河東の専売収益を引くと、租税収入は残りの約五百二十万貫と推定できる。まだ塩の専売が行われていなかった天宝年間の經常收入五千百万貫と比べると、⁽³⁸⁾約十分の一程度に相当する。第五琦・劉晏によって専売収入が大幅に伸びたのとは対照的に、安史の乱より十数年たっても、租税収入はあまり回復しなかったのがわかるだろう。収入の面で租税収入の伸びが少ないということは、大曆末になっても藩鎮に対する中央の統治力も依然として發揮できていないことを示している。

このような中央と地方藩鎮との關係を解決するために、楊炎は中央集權を推し進め、藩鎮の勢力を抑えようとした。財政においては、中央の收入増加のために税制などの財政構造の改革が必要と考えたのだろう。彼が施行した両税法は、藩鎮が掌握していた管轄地域内の徵税などの財政權を中央が掌握し、中央主導の財務運営に改めることで、藩鎮に対する中

中央の権威回復をめざした制度である。⁽³⁹⁾ 両税法を施行した結果、

是れより輕重の権は、始めて朝廷に歸す。『旧唐書』卷一一八・楊炎伝

とあるように、中央が年間の財政收支予算を決め、各地に主導的に予算配分ができるようになり、地方に対する中央の財政権が確立し、これをうけて建中元年の租税収入は千三百五万六千七十貫まで増加したのである。⁽⁴⁰⁾

また一方で、これまで述べてきたように、楊炎は中央において宰相の権限強化をすすめていたのであり、このことと考え合わせると、彼の目指す中央集権とは、宰相のリーダーシップのもと国政を中央主導で運営することにあつたのではないか。その手がかりを与えてくれるのが、財政使職廃止である。すなわち、楊炎は財政使職を廃止してその職務を尚書省に戻した際の建中元年正月の詔のなかに、次のような記述がある。

天下の錢穀は、皆な金部・倉部に歸し、中書門下に委ねて両司の郎官を簡び、格式に準って条理せしめよ。『唐会要』

卷八七・転運塩鉄総序

それまで財政使職が掌握していた全国の財務は、尚書省戸部の金部曹と倉部曹に委ね、それらの郎中・員外郎は宰相府たる中書門下で選出することになったという。金部や倉部の郎官の人事権を握り、宰相はみずからの意向に沿った人物を登用することで、人事を通じて財政運営に介入できたのである。さらに、先述したように、楊炎は財政改革を通じて財務行政の要である度支を兼務しようとしたことも考えられる。度支を兼ねること、宰相たる楊炎は財政を統轄する立場に立ち、直接宰相主導で財政を運営できるだろう。このように宰相の権限強化を進めたい楊炎にとって、宰相と同程度の勢力を持った財政使職は目ざわりな存在だったにちがいない。楊炎の使職廃止の背景にこのような事情が考えられる。

四 財政使職廃止の意義

しかし、楊炎の財政使職廃止は失敗に終わった。安史の乱後すでに使職による財政の東西分掌の体制が確立されており、これを容易に改変することができなかったのである。⁽⁴¹⁾ がそれはそれとして、楊炎が使職を廃止したことの意義をどう理解したらよいだろうか。

安史の乱を経て、唐朝は財政再建にむけて第五琦・劉晏をそれぞれ使職に任じ、その財政業務遂行のために使職にさまざまな権限が与えられた。これに対して、肅宗の至徳元載（七五六）十月に第五琦が江淮租庸使に就任した当初より、房琯が第五琦に権力が集中するのを恐れて、租庸使就任に反発したように、⁽⁴²⁾ 官僚のなかから使職の権限拡大に反対する動きはあった。しかし、財政再建のためにその反対を抑えて、彼らに財務をまかせたのである。ところが、財政改革の成功によって、度支使や転運使といった財政使職の権力が大きくなって宰相と肩を並べるほどになり、朝廷もこれをコントロールできなくなっていた。⁽⁴³⁾ その結果、勢力が拮抗する宰相と財政使職との関係をどうするのが、新たな課題となった。その答えが楊炎の財政使職廃止なのである。だが、二ヶ月後の建中元年三月には使職が復活し、以前通りに戻されたわけだが、宰相と財政使職との関係、つまり宰相はいかに財政使職の勢力を抑えて、財政運営の主導権を握るのかという課題は、そのまま残された。これについて、呉麗娛氏は、楊炎らの財政の統一、すなわち財政使職は宰相の統制下に置くべきとする考えは、その後も財政使職に関する課題となったとされる。⁽⁴⁴⁾ 以下、氏の所説を参考にしつつ、楊炎の使職廃止が示した課題がその後いかに受け継がれたのかを集約しておこう。

徳宗の貞元年間にはいると、財政使職に新たな展開が見られた。すなわち、塩鉄転運使と東南部の藩鎮を兼任するケースが多くなった。藩鎮で塩鉄転運使を兼任したのは、浙江東西道藩鎮韓滉（貞元元年（七八五）七月～三年（七八七）正月）、

安史の乱後の財政体制と中央集権について（高瀬）

浙西藩鎮王緯（十年（七九四）十一月～十四年（七九八）八月）、同李若初（十四年九月～十五年（七九九）正月）、同李錡（十五年二月～永貞元年（八〇五）三月）である。塩鉄転運使は東南部の財務を管轄したが、この四人はいずれも塩鉄転運使の管轄地域内の藩鎮にあたる。この財政使職と藩鎮の兼任により、管轄地域内から集めた税収を中央が確保できるのかどうかは、すべて藩鎮の側に主導権が移ってしまうことになる。つまり、中央が掌握していた徴税や漕運などの財政上の権限が、一藩鎮の手にすべて委ねられてしまうことを意味する。そのため、財政業務は財政使職を兼任した藩鎮に恣意的に動かされ、本来中央の収入となるべき税収も財政使職を兼任した一地方の藩鎮に横領されてしまう可能性が高かった。例えば、『新唐書』卷一四九上・叛臣伝上・李錡伝には次のようにある。

〔李錡は〕居ること三歳、潤州刺史・浙西觀察・諸道塩鉄転運使に遷る。多く奇宝を積み、歳時奉獻し、徳宗は之に昵む。錡は因りて恩を恃み驚横たり。天下の榷酒漕運は、錡之を専らにするを得。故に朝廷の用事の臣は、錡は利を以て交わり、余は皆な私に乾没し、国計は日ごとに耗る。

浙西觀察使の李錡は、貞元十五年（七九九）二月に塩鉄転運使を兼任し、東南部の財政を統轄する立場にあった。彼はこの立場を利用して財宝を集めて徳宗に献上し、徳宗の恩寵を固める一方で、東南部の税収を横領して、中央の権臣たちへの賄賂に使ったり、自分で着服したので、中央の収入はますます減少することになったのである。

このように、貞元年間では、東南部の財政を掌握する塩鉄転運使が藩鎮と兼任すると、東南部の財政を不正に使用していたが、これに対して、三度目の財政使職廃止が実施される。すなわち、貞元二年（七八六）正月、宰相の崔造による財政使職廃止である。これについて、崔造の伝は次のようにいう。

〔崔〕造は久しく江外に従事し、錢穀諸使の上を罔するの弊を嫉み、乃ち奏す。天下の両税錢物は、本道觀察使・本州刺史に委ね官を選び上都に部送するを典らしむ。諸道水陸運使及び度支巡院・江淮転運使等は並びに停む。其れ度支・塩鉄は、尚書省本司の判ずるに委ぬると。〔旧唐書』卷一三〇・崔造伝）

宰相に拔擢される以前、長く長江以南の地方官を歴任していた崔造は、財政使職の不正を憎み、上奏して、諸道水陸運使及び度支巡院・江淮転運使を廃止し、兩税収入の中央への上供は本道觀察使・刺史に委ね、財政使職の業務は尚書省が行うようにする、というものである。

そして、使職を廃止した上で、崔造は財政運営の方法について次のように改革した。

其れ尚書省六職は、宰臣をして分ちて判ぜしむ。…宰臣齊映は兵部の承旨及び雜事を判じ、宰臣李勉は刑部を判じ、宰臣劉滋は吏部・礼部を判じ、造は戸部・工部を判ず。

尚書省の六部を宰相が分掌し、行政業務を直接掌握できるようにした。これには行政の職務ごとに宰相が統轄することで、行政運営に対する宰相の影響力を強め、その権限を強化する目的があった。財政に関しては、使職に代わって、崔造自身が尚書省戸部を統轄して財務の運営にあたった。これにより、財務行政を宰相が直接統轄し、財政権を宰相が掌握しようとしたのである。しかし、この時も、『資治通鑑』卷三三一・唐紀四八・德宗貞元二年十二月条に、

崔造は錢穀法を改めるも、事多く集まらず。諸使の職は、之を行うこと已に久しく、中外之に安んず。…既にして江淮運米大に至る。上は韓滉の功を嘉し、十二月、丁巳、滉を以て度支・諸道塩鉄転運使を兼ねしむ。造の条奏する所は皆之を改む。

とあるように、崔造の改革によって財政がうまく運営できなくなり、十二月には浙江東西道藩鎮の韓滉がふたたび度支・諸道塩鉄転運使を兼任し、財政使職が復活した。すでに、長年にわたって使職による財政運営が続けられており、尚書省がこれに代わることはできなくなっているのである。また、財政使職を廃止し、尚書省を通じて宰相が財政を統轄するという試みは、楊炎の時と同じく失敗に終わり、この後二度と行われなくなった。しかし、宰相が財政使職の勢力を抑え、財政をいかに統轄するのかという課題は、貞元年間でも解決されないまま残されたのである。

元和年間に入り、憲宗は積極的に藩鎮の勢力を抑えて、中央の地方に対する統制力強化を推進したが、このような憲宗

による中央集権強化の方針の下、財務運営に関して動きがみられた。まず、元和二年（八〇七）度支・塩鉄転運使となつた李巽は、塩鉄転運使が管轄する東南部の専売収益について、次のように改めた。

元和二年三月、李巽を以て之〔杜佑〕に代える。……又奏するに、江淮・河南・峡内・兗鄆・嶺南の塩法監院は、去年塩価の緡銭七百二十七万を収む。旧法に比べ其の估を張ること二千七百八十余万、実数には非ず。今請うらくは、其の数を以て、煮塩を為るを除くの外、度支に付して其の数を収めしめんことを。塩鉄使の煮塩の利が度支に繋がるは、此れより始まる。〔唐会要〕卷八七・転運塩鉄総序）

すなわち、塩鉄転運使が管轄する江淮・河南・峡内・兗鄆・嶺南の専売収益を、製塩の費用以外はすべて度支に納めることにしたのである。これによって、東南部の専売収益は度支の統轄する中央財政に組み込まれ、両税上供分と専売収入という中央の税収はすべて度支の統轄下に置かれることになった。

つぎに、元和四年（八〇九）に宰相の裴垕が中心となって両税法の改革を行い、⁽⁴⁵⁾ 同年二月の度支の奏文によれば、特に留使・留州分について次のように述べる。

其れ諸道の留使銭は、伏して請うらくは、各おの節度・觀察使に委ね、先に本州の旧額の留使及び送上都両税銭を以て充つ。如し足らざれば、即ち管内諸州の両税銭の内に於いて貫に抛り均しく配す。其れ諸州の旧額の供使銭は、即ち請うらくは、夏税旨（日の誤り）限に随つて収め、上都に送る。度支は収入し、次年の旨符は、便ち定制と為さん。

〔冊府元龜〕卷四八八・邦計部・賦税門）

今後、留使銭は、藩鎮の会府がある本州の旧額の留使銭と上供分の両税銭を合わせたものとし、巡属の諸州は、送使を上供分にまわすことになった。これより、中央に入る上供額が増加し、両税法を統轄する中央の度支の諸州への支配力も強化されたのである。そして、元和十三年（八一八）に中書門下の上奏により、

〔元和〕十三年十月、中書門下奏すらく、戸部・度支・塩鉄三司の錢物は、皆国用に繋かれ、給納に至るまで、事は

合に分明なるべし。比来因循し、都て剖析せず、歳終會計するに、以て準繩する無し。蓋し根本未だ綱条有らざるに縁り、所以に名数は盈縮を為し易し。伏して請うらくは、今より以後、年終毎に、各おの本司の毎年正月一日より十二月三十日に至るまでの入る所の錢数及び用いる所の数を具し、分ちて両状を為し、来年二月の内に入り聞奏し、併せて中書門下に牒せしむ。…之に従う。『唐会要』卷五八・戸部侍郎条

とあり、戸部・度支・塩鉄三司は、正月一日から十二月三十日までのそれぞれの収入と経費を中書門下に報告することが義務づけられた。これによって、戸部・度支・塩鉄の三司からなる中央財政機構が確立するとともに、宰相府である中書門下による財政三司の統轄が始まったのである。⁽⁴⁶⁾

以上のように、元和二年に度支は、塩鉄転運使が管轄していた東南部の専売収入を掌握することで、両税収入と専売収入の両方を把握できるようになり、度支は中央の財政運営の統括者としての立場が一段と強化されたのである。また、元和四年の裴垍の財政改革では、両税の三分収制を改め、上供分を増やすことで、度支は諸州との結びつきを強めた。その結果、両税収入と専売収入という正規の税収は、ほとんどが中央、とりわけ度支に帰属することになり、財政の中央集権化がさらに進んだ。さらに、元和十三年には、戸部・度支・塩鉄の財政三司に、中書門下に対する毎年の会計報告が規定されたことで、中書門下は財政三司の業務内容に関与できるようになったのである。このような、元和年間の一連の改革は、楊炎のめざした中央集権化と宰相の財政統轄が実現したといえるだろう。とくに、中書門下が財政三司を統轄する事ができるようになったことで、安史の乱以後より課題となっていた、宰相がいかに財政使職の勢力を抑え、財政を統轄するののかという問題が、ここに解決されたのである。

おわりに

以上、建中元年の楊炎による財政使職廃止をとりあげ、その目的や背景について考察した。楊炎は左蔵庫の整備・両税法の施行を通じて度支を中心とするあらたな財政体制を作り、いわばそれに追加する措置として財政使職の廃止を実施し、金部・倉部に職務を回復させた。財政使職廃止のねらいは、使職にかわって宰相が財政を掌握することにあつたのである。楊炎が財政使職を廃止した背景には、安史の乱後、とりわけ東西分掌後の財政使職の変化がある。すなわち、塩鉄転運使や度支使は、それぞれの管轄地域内の財務・人材を独自に掌握した。特に劉晏は、塩鉄転運使として東南部の財務を統轄し、漕運法や専売法を改革して税収の増加につとめ、使職の辟召権によって人材を集め、自己の勢力を拡大した。その結果、財政使職の権力は、宰相と匹敵するほどになった。中央集権のために宰相の権限強化を目指す楊炎には、容認できない存在となつたのである。

また、楊炎が中央集権化をすすめた背景には、地方藩鎮の勢力拡大と中央の統治力の低下があつた。彼の目指す中央集権化とは、宰相のリーダーシップのもとで国政を中央主導で運営することである。財政に関しては、中央の収入増加のためにも統治力を強化し、そのために税制などの財政構造の改革が必要と考えた。そこで、財政政策を通じて度支中心の財政体制を作りあげ、すでに宰相をしのぐほどの勢力となつた財政使職を廃し、宰相に財政を関与させてその権限を強化しようとした。つまり、安史の乱後の宰相と財政使職との関係について、楊炎は使職の廃止によって一つの答えを示したのである。

その後、二ヶ月後に財政使職は復活し、楊炎の試みは失敗に終わった。だが、楊炎の財政使職廃止の意図は、解決すべき課題として後に受け継がれた。そして、元和年間に入って、度支が中央の財務行政の統轄を一段と強め、その一方で中

書門下のもとへ度支・塩鉄・戸部の三司が統轄されるようになった。すなわち、楊炎のめざした中央集権化と宰相の財政統轄は、元和年間になって成立したのである。

このように、楊炎が財政政策を通じて中央集権化を進めた背景には、安史の乱以降の地方藩鎮の勢力拡大とそれに伴う中央の統治力低下があった。財政に関しては、藩鎮が税収を中央に送らずに不正使用してしまい、そのために中央の租税収入が増加しないという問題があった。これに対して、楊炎は、収入を中央が確保するために財政の中央集権化が必要と考え、そのために財政構造の改革を進めた。その具体策が、左藏庫の整備、両税法の施行、財政使職の廃止であった。特に、両税法では、中央の度支が両税業務全般を統轄し、地方の両税存留分も度支の許可なく無断に使用することは禁止されたため、財政の中央集権化が強化されることになった。

一方、安史の乱後、漕運法の改革と専売収益の増加によって財政使職の権限が拡大し、宰相と並ぶほどとなった。このような使職の権限拡大に対し、楊炎は、宰相が財政を主導し、その運営を統轄するべきと考えたのではないか。そして、使職を廃止して尚書省の金部・倉部に使職の行っていた財政業務をまかせるとともに、金部・倉部の郎官の人事を通じて、宰相がその財政業務を統轄した。さらに、楊炎は度支も兼務することで、度支が統轄していた両税業務も宰相が掌握できるようにしたと考えられる。その結果、中央財政は、両税収入も専売収入も含めてすべて宰相の統轄下に置くことができるのである。すなわち、楊炎は、租税収入も専売収入もあわせて、すべて国家財政に帰属すべきとする財政の中央集権化、とりわけ中央の宰相への財政一元化の立場にあったのである。

楊炎の財政の中央集権化の理念は、元和年間において中央の地方に対する統制力強化が進むなかで、元和二年の度支による塩鉄転運使所管の専売収入掌握、元和四年の裴垍による両税の三分収制の改革、元和十三年の戸部・度支・塩鉄の三司の中書門下への会計報告の規定、⁽⁴⁷⁾として実現する。しかも、元和年間に確立した財務運営は、宋代に完成した財政の集権化が進んだ国家財政に継承される⁽⁴⁷⁾。したがって、楊炎の理念は、唐後半期から宋代へ継承される財政の中央集権化のさ

きがけと位置づけることができるだろう。

注（１） 拙稿「楊炎の両税法施行と政治的背景」『駿台史学』一〇四、一九九八年。

四、一九九八年。

- （２）『旧唐書』卷二二・德宗紀上・建中元年三月条によれば、〔建中元年三月〕癸巳、以諫議大夫韓洄為戸部侍郎・判度支。時將貶劉晏、罷使名、歸尚書省本司。今又命洄判度支、令金部郎中杜佑權勾当江淮水陸運使、一如劉晏・韓滉之則。蓋楊炎之排晏也。

とあり、楊炎が建中元年に財政使職を廃止し、それまで使職に就任していた劉晏を左遷したものの、三月には使職が復活し、再び大暦年間の東西分掌体制に戻ったことから、使職廃止には劉晏を失脚させるためだったとしている。

- （３）①に属するのは、築山治三郎「安史の乱後の政治と官僚の対立抗争」『京都府立大学学術報告』人文一九、一九六七年）、韓國磐「唐朝的科挙制度與朋党之爭」『隋唐五代史論集』北京生活・讀書・新知三聯書店、一九七九年）、中川学「楊炎の財政改革の基調について」『一橋論叢』一九六五―四。そのうち、築山氏と韓氏は、劉晏は旧貴族集団、楊炎は新興官僚集団に属するとした。一方、中川氏は、楊炎や元載らを士族的大土地所有者とみなし、楊炎の財政政策も士族の大土地所有者の立場から行われたとする。

- （４）林偉洲「政治衝突與中唐税制」『中国唐代学会編集委員会編『唐代文化研討會論文集』台北、文史哲出版社、一九九一年）。

- （５）鄭学稼「唐代德兩朝党争和兩税法」『歴史研究』一九九二

一五。

- （６）鈴木正弘「楊炎の「腹心」達」『立正大学東洋史論集』一・二二、一九九九年）、及び「代宗朝末・德宗朝初の宰相と人事施策」『立正史学』八五、一九九九年）。

- （７）拙稿前掲注（１）参照。

- （８）礪波護「三司使の成立―唐宋の変革と使職―」『史林』四四―四、一九六一年。のちに『唐代政治社会史研究』同朋舎、一九八六年に所収）。

- （９）呉麗娛「論唐代財政三司的形成發展及其與中央集権制的关系」『中華文史論叢』一九八六―二）。

- （１０）『冊府元龜』卷五一〇・邦計部・希旨門に、安史の乱以後の国庫の状況について次のように記述する。

第五琦、肅宗乾元初、為度支・塩鉄使。時京師多豪將、求取無節、琦不能禁、乃悉以租賦進入大盈内庫、以中人主之意、天子以取給為便、故不復出。

とある。乾元年間に第五琦が度支・塩鉄使に就任したのは乾元元年（七五〇）三月から翌年十二月までである。『唐会要』卷五九・尚書省諸司下によると、乾元元年に度支郎中第五琦が兩京司農太府出納使となっており、第五琦が度支・塩鉄使就任時に左蔵庫の管理もまかされていたことが確認できる。

なお、唐後半期の内庫について、室永芳三「唐末内庫の存在形体について」『史淵』一〇二、一九六九年）、中村裕一「唐代内蔵庫の変容―進奉を中心に―」『待兼山論叢』四、一九七一

年)を参照。

- (11) 陸贄『陸宣公奏議』卷一四・奏 草四「奉天請罷瓊林大盈二庫狀」

…今瓊林大盈、自古悉無其制、伝諸耆老之説、皆云創自開元。

- (12) 『新唐書』卷二〇七・宦者列伝・仇士良伝に、

已而〔李〕訓悉謀逐中官、〔仇〕士良悟其謀、與右神策軍中尉魚弘志・大盈庫使宋守義挾帝還宮。

とあるように、大盈内庫には大盈庫使が置かれていた。なお、宦官の内諸司使については、趙雨棠「唐代における内諸司使の構造―その成立時点と機構の初歩的整理―」(『東洋史研究』五〇―四、一九九二年、のちに『唐宋变革期之軍政制度―官僚機構與等級之編成―』文史哲學集成三〇八、文史哲出版社、一九九四年に所収)を参照。

- (13) 室永氏前掲論文。

- (14) 『旧唐書』卷二一八・楊炎伝

及第五琦為度支・塩鉄使、…乃悉以租賦進入大盈内庫、以中人主之意、天子以取給為便、故不復出。是以天下公賦、為人君私藏、有司不得窺其多少、国用不能計其贏縮、殆二十年矣。中官以冗名持簿書、領其事者三百人、皆奉給其間、連結根固不可動。

- (15) 『唐会要』卷八三・租税上

四方貢獻、悉入内庫。權力猾吏、縁以為奸、或公託進獻、私為贓盜者、動以万計。有重兵處、皆厚自奉養、正賦所入

安史の乱後の財政体制と中央集権について(高瀬)

無幾。吏之職名、随人署置。俸給厚薄、由其増損。故科斂之名凡数百、廢者不削、重者不去、新旧仍積、不知其涯。

- (16) 『唐会要』卷五九・尚書省諸司下・度支使条

建中元年五月十七日、度支奏諸色錢物及塩井利等、…今後望指揮諸州、若不承度支文牒、輒有借使及擅租賃廻換、本州府録事參軍・本県令專知官、並請同入已枉法贓科罪。…

- (17) 崔河図は、『新唐書』卷七二下・宰相世系表二下によれば、博陵大房崔氏の出身である。『新唐書』卷一六四・奚陟伝に、

德宗立、諫議大夫崔河図持節使吐蕃、表陟自副、以親老辞不拜。楊炎輔政、召授左拾遺。

とあり、德宗の即位後まもなく諫議大夫であった崔河図が使節として吐蕃に派遣されたことがわかり、庫部郎中は戻った後に就任したと思われる。その後の経緯は分からないが、『旧唐書』卷一三・德宗本紀下・貞元十六年冬十月条に、

冬十月辛未、興元嚴礪希監軍旨、誣奏流人通州別駕崔河図、長流崖州、賜死、人士傷之。

とあり、貞元十六年十月の時点では、通州別駕に左遷されており、当地を管轄する山南西節度使の嚴礪によって崖州に流され、殺害されている。

- (18) 包佶は、潤州延陵の人である。『新唐書』卷一四九・劉晏伝に、

晏歿二十年、而韓洄・元琇・裴腆・李衡・包佶・盧徵・李若初繼掌財利、皆晏所辟用、名有於時。

安史の乱後の財政体制と中央集権について（高瀬）

とあり、韓洄・元琇らと共に、包佶も劉晏に辟召された。劉晏は新進鋭鋭の官僚を地方に派遣して財政業務を行わせていた。同前書・同伝によれば、

初、晏分置諸道租庸使、慎簡台閣士專之。時經費不充、停天下攝官、独租庸得補署、積數百人、皆新進鋭敏、尽當時之選、趣督倚辦、故能成功。

とあり、劉晏は財政使職に就任した当初から、各地に租庸使を派遣しており、唐朝の財政が逼迫して全国の攝官を停止した際も、租庸使だけは任命を許され、数百人の若く有能な官僚を用いて財政業務を行わせていた。包佶も劉晏によってそのように登用された官僚の一人だったと思われる。大暦十二年（七七七）に宰相の元載が失脚すると、諫議大夫の包佶は、楊炎らと共に連坐し、嶺南に流された。このことから、彼も楊炎と同じく元載の派閥に属していたことがわかる。建中元年正月に江州刺史となっていた包佶が財政業務を任されたのは、財政官僚としての経験を持ち、なおかつ、もと元載派に属していた彼を宰相の楊炎が抜擢したのではないだろうか。

（19） 吳氏前掲注（9）論文。

（20） 嚴耕望『唐僕尚丞郎表』卷一三・輯考四附考上・度支使を参照。また管見の限り、度支の郎官に関しては、建中初めに楊炎が張建封を度支郎中に推薦したという次の記事が見られるだけである。

建中初、〔馬〕燧薦之於朝、楊炎將用為度支郎中、盧杞惡之、出為岳州刺史。〔旧唐書〕卷一四〇・張建封伝

しかし張建封は盧杞に嫌われて度支郎中に就任していない。しかも宰相として楊炎のほかに盧杞がなっていることから考えて、この記事は二人が共に宰相だった建中二年（七八一）二月から七月までのことである。

（21） 建中元年正月より三月の間に金部と倉部の郎官に就任していた者をまとめると次のようになる。

	郎中	員外郎
金部	杜佑	李舟
倉部	孫成	—

史料の出典は以下の通りである。

杜佑『旧唐書』卷二二・德宗本紀上・建中元年三月条、同

卷四九・食貨志下、『新唐書』卷五三・食貨志三、『唐会要』卷八七・轉運塩鉄總序、など。

李舟『旧唐書』卷二二・梁嵩義伝、『全唐文』卷五二一・

梁肅「處州刺史李公墓誌銘」。李舟が建中元年の何月に金部員外郎に就任したかは定かでない。しかし、墓誌の文中に「建中の初め、朝廷は百度を釐飭し、尚書諸曹を高選す。即ち公〔李舟〕を金部員外郎に拝す」とあるのは、財政使職廃止の際に、中書門下で金部・倉部の郎官を選ばせた事（『唐会要』卷八七・轉運塩鉄總序）に対応すると考えられる。

孫成『千唐志齋藏誌』（北京、文物出版社、一九八九年）九四九「唐故中大夫守桂州刺史兼御史中丞充桂州本管都防

御経略招討觀察処置等使上柱国楽安県開国男賜紫金魚袋孫府君〔成〕墓誌銘」。

(22) 『旧唐書』卷一一八・元載伝

〔大曆〕五年三月、〔魚〕朝恩伏法、度支使第五琦以朝恩党坐累、〔元〕載兼判度支。

(23) 『旧唐書』卷一一八・楊炎伝によれば、

〔楊炎〕感元載恩、専務行載旧事以報之。

とあり、楊炎は元載の政策を引き継いでいたのである。呉楓・関大虹両氏は、判度支を兼任した宰相として楊炎の名を挙げているが、残念ながらその根拠となる史料は示されていない。呉楓・関大虹「中唐時期三省制度的削弱与变化」(『東北師大学報』一九八二・一)を参照。

(24) 第五琦と劉晏による、度支使と転運使の東西分掌によって、財政使職の職務に地域性が生じたことについては、礪波氏前掲注(8)論文二一頁でも言及がある。

(25) 広徳二年に劉晏が河南及江淮已来転運使となったことは、『旧唐書』卷四九・食貨志に、

広徳二年正月、復以第五琦専判度支鑄錢塩鉄事。而〔劉〕晏以檢校戸部尚書為河南及江淮已来転運使、及與河南副元帥計会開決汴河。

とある。この時の劉晏は、『新唐書』卷五三・食貨志三に、広徳二年、廢句当度支使、以劉晏顯領東都・河南・淮西・江南東西転運・租庸・鑄錢・塩鉄、転輸至上都、度支所領諸道租庸觀察使、凡漕事亦皆決於晏。

安史の乱後の財政体制と中央集権について(高瀬)

とあることから、漕運の他に、東都・河南・淮西・江南東西といった東南部の財務全般を統轄していたことがわかる。

(26) 『旧唐書』卷四九・食貨志下

自兵興已来、凶荒相属、京師米斛万錢、官厨無兼時之食、百姓在畿甸者、拔穀授穂、以供禁軍。

(27) 例えば、『冊府元龜』卷一四七・帝王部・恤下門に収められた宝応元年(七六二)十月の勅文によると、次のように述べる。

如聞、諸道節度使、不承正勅、妄有徵科。州県望風、便行文牒、務為逼迫、自貳誅求、事且因循、転用生弊、不有懲革、何以息人。自今已後、宜令本道觀察及租庸使、嚴加訪察。其州県、除正勅支遣外、不得転諸使文牒、徵率一物已上。如或有犯、便仰停務、具名彈奏。

各地の藩鎮は管轄内の州県に恣意的な徵税を行わせ、州県も藩鎮の意のままになっていたのである。

(28) 『旧唐書』卷一一八・楊炎伝所載の楊炎の上奏文には、

河南・山東・荆襄・劍南有重兵處、皆厚自奉養、王賦所入無幾。

とあり、税収を上納しないところとして河南・山東・荆襄・劍南を挙げている。この他に、例えば、『旧唐書』卷一四一・田承嗣伝に、

郡邑官吏、皆自署置、戸版不籍於天府、税賦不入於朝廷、雖曰藩臣、実無臣節。

とあり、河北の魏博節度使田承嗣も管轄領域内で官吏を勝手

安史の乱後の財政体制と中央集権について（高瀬）

に任命し、戸籍も届けず、税収も中央に送らなかった。同様なことは、河北の成徳や盧龍藩鎮にも見られた。

(29) 劉晏の漕運法について取り上げた論考は数多いが、代表的なものとして、青山定雄「唐宋時代の転運使及び発運使」

『史学雑誌』四四一九、一九三三年。のちに『唐宋時代の交通と地

誌・地図の研究』吉川弘文館、一九六三年に所収）、外山軍治「唐代

の漕運」『史林』四四一四、一九六一年）、Dennis Twitchett

「Financial Administration under the Tang Dynasty」,

Cambridge U. P. 1963, 全漢昇『唐宋帝国与運河』（国立中

央研究院歴史語言研究所専刊、一九四四年、のちに『中国経済史研究』

上、台北、新亞研究所、一九七六年に所収）、潘鏞『隋唐時期的

運河和漕運』（隋唐歴史文化叢書、西安、三秦出版社、一九八七年）、

清水場東『唐代財政史研究（運輸編）』（久留米大学経済叢書一、

九州大学出版会、一九九六年）がある。巡院に関しては後掲注

(32) 参照。

(30) 劉晏による改革以前の運搬方法は、『新唐書』卷一四

九・劉晏伝によれば、

初、州県取富人督漕輓。謂之船頭。

とあり、漕運路沿いの州県が富人を徴発して運搬を監督させ

ており、これを船頭と呼んだという。また、『旧唐書』卷四

八・食貨志上によれば、韋堅が天宝二年（七四三）に江淮地

方からの租米を絹にかえて長安へ運搬する際の運搬について、

次のように記述する。

又有韋堅、…乃請於江淮轉運租米、…差富戸押船、若遲留

損壞、皆徵船戸。

富戸を徴発して運搬船をまかせ、もし遅れや欠損があれば、船の持ち主に負担させたという。この船頭も、運搬の上で遅れや欠損があれば、その負担を求められたと思われる。

(31) 青山氏前掲論文。

(32) 巡院に関しては、高橋継男氏と妹尾達彦氏による研究

がある。高橋継男「劉晏の巡院設置について」『集刊東洋学』

二八、一九七二年）、「唐後半期に於ける度支使・塩鉄転運使

系巡院の設置について」『集刊東洋学』三〇、一九七三年）、

「唐代の地方塩政機構——とくに塩監・塩院・巡院等について

——」『歴史』四九、一九七六年）、「唐代後半期における巡院の

地方行政監察業務について」『星博士退官記念中国史論集』同編

集委員会編、一九七八年）、「唐後半期における巡院と漕運」

『東洋大学文学部紀要』第三六集・史学科篇Ⅷ、一九八二年）、「唐

後半期、度支使・塩鉄転運使系巡院名増補攷」『東洋大学文

学部紀要』第三九集・史学科篇ⅩⅠ、一九八五年）、「唐後半期の

官界における知院官（度支・塩鉄転運巡院の長官）の位置につ

いて」『堀敏一先生古稀記念中国古代の国家と民衆』汲古書院、一

九九五年）、「唐代後半期の度支・塩鉄転運巡院制に関する若

干の考察」『中国唐代学会編輯委員会編『第三届中国唐代文化學術

研討會論文集』中国唐代学会、台北、一九九七年）、妹尾達彦「唐

代塩専売法の規定内容とその効力——塩商への特権付与を中心に

——」『立命館文学』四一八、四二二（三田村博士古稀記念東洋史論

叢）、一九八〇年）、「唐代後半期における江淮塩税機関の立地

と機能」(『史学雑誌』九一―二、一九八二年)、「唐代河東池塩の生産と流通―河東塩税機関の立地と機能―」(『史林』六五―六、一九八二年)。また、西北部の巡院については、丸橋充拓「唐代後半の北辺財政―度支系諸司を中心に―」(『東洋史研究』五五―一、一九九六年)に取り上げられている。

(33) 各地に置かれた巡院が、特に藩鎮の地方行政を対象に監察を行っていたことについては、高橋氏前掲「劉晏の巡院設置について」、「唐代後半期における巡院の地方行政監察業務について」、及び妹尾氏前掲「唐代塩専売法の規定内容とその効力―塩商への特権付与を中心に―」を参照。

(34) 『旧唐書』卷二二三・劉晏伝
又至德初、為国用不足、令第五琦於諸道榷塩以助軍用、及代其任、法益精密、官無遺利。

(35) 『資治通鑑』卷二二六・唐紀四二・德宗建中元年七月条
〔劉〕晏專用榷塩法、充軍国之用。

(36) 『旧唐書』卷四九・食貨志
其相與商榷財用之術者、必一時之選、故晏没後二十年、韓洄・元琇・裴腆・包佶・盧貞・李衡相繼分掌財賦、出晏門下。

(37) 『旧唐書』卷二二三・劉晏伝
然多任数、挾權貴、固恩沢、有口者必利啗之。

(38) 『通典』卷六・食貨典・賦税下の割註によれば、
據天宝中度支每歲所入端屯疋貫石都五千七百余万、計税錢地稅庸調折租得五千三百四十余万端疋屯、其資課及句剝等

安史の乱後の財政体制と中央集権について(高瀬)

当合得四百七十余万。

とあり、度支會計による天宝年間の総歳入は五千七百余万、そのうち租庸調などの租稅收入を五千三百四十余万と見積もる。だが、「計稅錢」以下の歳入合計について、清木場東氏は誤りであるとする。氏によれば、粟收入二千二百万・布絹綿收入二千七百万・錢收入二百万の合計五千百万が、經常收入であり、さらに常平・義倉・土貢などの歳入六百余万を加えて、総歳入数を五千七百万とする。清木場東「天宝中の財政収支」(『産業經濟研究』二七―四、一九八七年、のちに清木場氏前掲注(29)書に改題所収)。

(39) 兩税法に対して、中央の地方に対する統制力の強化という側面から論じられた以下の研究がある。対藩鎮政策から考察した日野開三郎「兩税法の基本的四原則」(『法制史研究』一、一九六一年、のちに『日野開三郎東洋史學論集』第四卷・唐代兩税法の研究本篇、三一書房、一九八二年に所収)、「楊炎の兩税法の見居原則と錢數・錢納原則」(『史淵』八四、一九六一年、のちに同前書に所収)。国家の予算管理という視点から論じた陳明光『唐代財政史新編』(北京、中国財政經濟出版社、一九九一年)がある。

(40) 『旧唐書』卷二二・德宗本紀上・建中元年条
是歲、戸部計帳、戸總三百八万五千七十有六、賦入一千三百五万六千七十万、塩利不在此限。

(41) 礪波氏前掲注(8)論文、二三頁。

(42) 『唐會要』卷八四・租庸使

安史の乱後の財政体制と中央集権について（高瀬）

至徳元年十月、第五琦除監察御史、充江淮租庸使。中書侍郎房琯諫曰、「往者楊國忠厚斂、取怨天下。陛下即位以來、人未見德。琦、聚斂臣也、今復寵之、是国家斬一國忠而用一國忠矣、將何以示遠方、婦人心乎？」上曰「天下方急、六軍之命若倒懸、無輕貨則人散矣。卿惡琦可也、何所取財？」琯不能對、自此恩減於旧矣。

(43) 『唐会要』卷八三・租税上にある楊炎の上奏文によれば、軍国之用、仰給度支・転運二使。四方大鎮、又自給於節度・團練。……於是綱目大壞、朝廷不能覆諸使、諸使不能覆諸州。

とあり、中央財政では度支使と転運使より供給を受け、地方藩鎮は節度使や團練使として自分で収入を確保していたが、後になると、朝廷は度支使・転運使を統轄できず、度支使や転運使は地方藩鎮を掌握することができなくなったという。

(44) 吳氏前掲注（9）論文。

(45) 裴垪の税制改革については、日野開三郎「兩税法と物価」一〇三（『東洋史學』一二一四、一九五五年）、「藩鎮時代の州税三分制について」（『史學雜誌』六五七、一九五六年）、のちにとともに『日野開三郎東洋史學論集』第四卷・唐代兩税法の研究本篇（三一書房、一九八二年）に所収。松井秀一「裴垪の税制改革について」（『史學雜誌』四六七、一九六七年）、陳氏前掲書を参照。

(46) 渡辺信一郎「唐後半期の中央財政―戸部財政を中心に―」（『京都府立大学學術報告』人文四〇、一九八八年）。

(47) 渡辺氏前掲論文、二二頁参照。

〔附記〕 本稿校正中に、李錦綉氏『唐代財政史稿』下卷（北京、北京大学出版社、二〇〇一年）の刊行を知った。読者諸賢におかれてはあわせて読まれない。